新型コロナウイルス感染症の類型変更以後の調剤報酬上の特例対応(概要)

患者	令和5年5月8日~	10月1日~
自宅療養 注1	処方医の指示に基づき対応(処方箋に「Cov自宅」と記載される可能性もあり)	
	新型コロナウイルス感染症治療薬(保険薬局ではラゲブリオカプセル、パキロビッドパック、ゾコーバ錠が該当。在宅患者の場合はベクルリー点滴静注用もあり得る。以下、「コロナ治療薬」)、解熱鎮痛薬 など	
	一部負担あり ただし、 コロナ治療薬の薬剤料 に係る部分は公費支援【全額】	→ →【一定の自己負担あり】 3千円/6千円/9千円
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2 注2【対面(患者)】 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2 注2【対面(家族)、オンライン注3】 服薬管理指導料の加算(乳幼児服薬指導加算など) 服薬情報等提供料1 注4	→ →【対面(家族等)】 → →
来局 ・オンライン ^{注1}	コロナ治療薬	
	一部負担あり ただし、 コロナ治療薬の薬剤料 に係る部分は公費支援【全額】	→ →【一定の自己負担あり】 3千円/6千円/9千円
	服薬管理指導料1・2の2倍 (90点、118点)【対面】 - 服薬情報等提供料1 ^{注4}	服薬管理指導料1・2の1.5倍(68点、89点)【対面】 服薬管理指導料4 イ・ロの1.5倍(68点、89点)【オンライン】 →
施設入所者など	処方医の指示に基づき対応(処方箋への記載については、特段の規定なし)	
① 地域密着型介護 老人福祉施設、介 護老人福祉施設の 入所者 注1	コロナ治療薬、解熱鎮痛薬 など	
	一部負担あり ただし、 コロナ治療薬の薬剤料 に係る部分は公費支援【全額】	→ →【一定の自己負担あり】 3千円/6千円/9千円
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2 注2【オンライン 注3】 服薬管理指導料の加算(乳幼児服薬指導加算など) 服薬情報等提供料1 注4	→ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 注2【オンライン】 → →
② 介護療養病床等 の入院患者、介護 医療院・介護老人 保健施設の入所者	①の取り扱いと同じ ※ ただし、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2(または、在宅患者緊急オンライン薬剤管理 指導料)、服薬管理指導料の加算、服薬情報等提供料1のほかは、新型コロナウイルス感染症の治療に係る薬剤料(コロナ治療薬、 解熱鎮痛薬など)のみ算定可 (これら以外の点数項目は算定不可)	

- 注1)表記されている調剤報酬点数のほかに、調剤技術料や薬学管理料に該当する点数項目も算定可
- 注3) 令和5年7月31日までは、電話による服薬指導も対象 注4) 月1回の上限を超えて算定可